

令和5年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項

1 第14次労働災害防止計画に基づく対策の推進

第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）（別添1）において、林業は、伐木作業等における「激突され」等、業種に特有の死亡災害が多く発生している（令和4年の死亡災害発生件数は、令和5年3月速報値で29人（別添2））こと等から、業種別に労働災害防止対策を推進する4つの業種の一つとされ、引き続き労働災害の一層の減少を図り、特に死亡災害の大幅な削減に向けて取り組むこととされている。関係行政機関、事業者等は、このような状況にあることを重く受け止め、事業者がその責務を果たすとともに、発注者等関係機関においても、関係法令、ガイドライン等の周知、遵守の徹底等を通じて、労働者の安全衛生の確保に必要な役割を果たしつつ、労働災害防止に向けて真摯に取り組むことが重要である。

特に、14次防において「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号）（以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とし、死亡者数を15%以上減少させるとの目標を掲げているところであり、令和5年度は、14次防の初年度として、

- ① 平成31年に改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置（別添3）
- ② 伐木等作業の安全ガイドライン（別添4）に基づく措置
- ③ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）（別添5）に基づく措置

について、これまで以上に積極的に周知し、必要な措置が着実に講じられるよう関係者が総力を上げて取り組む必要があることを十分に念頭に置き安全衛生対策を推進すること。

2 伐木等作業における安全対策の推進

伐木作業等の安全対策について、小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、安衛則に基づき、立木の伐倒時の措置及びかかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用、木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図ること。

また、伐木等作業の安全ガイドライン及び林業の緊急連絡体制整備ガイドラインを関係事業者に対して一層積極的に周知するとともに、安全衛生教育等の機会を活用し、作業員に対して作業時の遵守事項、留意点等必要な事項を改めて教示すること等により、作業現場におけるガイドラインの普及、定着及びその徹底を図ること。

さらに、車両系木材伐出機械の運転等に当たっては、安全衛生関係法令（別添6）の遵守等により、伐木等作業の安全を推進すること。

3 安全衛生教育の推進

労働者に対する安全衛生教育等を的確に実施するとともに、令和3年3月17日付け基発0317第2号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」（別添7）に留意の上、概ね5年ごとに労働者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2に基づく能力向上教育を受講できるよう、あらゆる機会を通じて周知するとともに、発注者等においても必要な配慮を行う等により、安全衛生教育の機会を確保すること。

また、チェーンソー作業については、振動障害防止対策の実施も重要であることから、安全衛生教育の実施に当たっては、「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号）（別添8）等に基づく、「日振動ばく露量A（8）」をもとにした作業時間の管理等に関する内容も含んだものとなるよう留意すること。

4 チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加勧奨について

厚生労働省委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会を開催する予定であるので、労働安全衛生法令及び伐木等作業の安全ガイドライン等の周知とこれに基づく措置の徹底を図るため、林業事業者に対して本講習会を周知する等により、事業場の安全担当者等の参加促進を図ること。

5 関係行政機関の連携の強化

林業の安全衛生対策を推進する上で、厚生労働省、林野庁、都道府県林務部局等の関係行政機関が連携をすることは極めて重要であることから、関係行政機関が連携・協力し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施等の取組を進めるとともに、労働災害情報の共有を進める等により、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置が確実に講じられる環境づくりを進めること。

6 林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

林業・木材製造業労働災害防止協会は、厚生労働省補助事業等により地域の実態等に即した取組を進めるとともに、関係団体等と効果的な連携を図り、林業の安全対策を推進することとしている。具体的には、本年度も伐木作業における安全水準の向上等を図るため、安全管理士、林業普及指導員等が連携し、現場パトロール、講習会等を行うこととしているので、当該取組への参加等を通じて林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部等との連携を強化すること。

7 発注者における取組

労働災害の防止のためには、事業者による取組のみならず、発注者においても、事業の期間（契約期間）、作業方法、発注金額等が安全で衛生的な作業の遂行を損なわないよう十分配慮することが重要であることから、発注者は、事業を受託する者が安全と健康を確保するための措置を確実に講じられるよう安全衛生対策経費の確保をはじめ必要な取組を進めること。

第 14 次労働災害防止計画 (抄)

1 計画のねらい

(2) 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

ア アウトプット指標

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

イ アウトカム指標

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

4 重点事項ごとの具体的取組

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成 6 年 7 月 18 日付け基発第 461 号の 3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。)等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・ 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

(別添2)

2022 年の林業における死亡災害の事例

番号	発生月	時間帯	業種	作業の概要
1	1 月	10～12	木材伐出業	ヒノキの間伐を3名で従事中、被災者がうつ伏せの状態で伐倒木の下敷きになっている状態で発見された。災害発生状況から、伐倒した際かかり木となり、その処理中に被災したと思われる。
2	1 月	10～12	木材伐出業	被災者が作業していた箇所から沢を挟み反対側の斜面で、同僚労働者がチェーンソーにより杉立木を伐倒したところ、その伐倒した杉立木が被災者の頭部に直撃し被災した。
3	1 月	12～14	その他の林業	昼休憩後に間伐現場に戻る途中、斜面を2～3m程度転落し頸部を受傷、その後死亡したもの。
4	2 月	8～10	木材伐出業	かかり木処理作業の際、かかり木に激突させるために立木を被災者が伐倒したところ、かかり木が跳ね、切り株から2.7mの位置に退避していた被災者に激突したもの。
5	2 月	8～10	木材伐出業	被災者が伐木箇所から約20m離れた場所に停めてある集材車を取りに向かったが数分経っても戻らないため、同僚が確認したところ、集材車の下敷きになっている被災者を発見したもの。発見時、集材車はエンジンがかかり、クローラが空転している状態であった。
6	2 月	10～12	木材伐出業	被災者が、高さ約30メートルの立木を、チェーンソーを使って伐倒しようと受け口を作った後、追い口を作っていたところ、同立木が縦に裂け、折れた立木が跳ね落ちてきて激突され、肺挫傷による窒息により死亡した。
7	2 月	12～14	木材伐出業	スギの間伐現場において、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた被災者が、倒木に挟まれた状態で倒れているところを同僚が発見し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
8	2 月	14～16	木材伐出業	集材ウインチ機による集材作業中、集材後に玉掛けワイヤーを外した後に次の集材作業の準備をするため右旋回したところ、集材ウインチ機が谷側に傾き、次の材に玉掛けワイヤーを掛けるため待機していた被災者に集材ウインチ機のバケットが当たり下敷きとなったもの。
9	3 月	14～16	木材伐	フォークリフトで軽トラックから丸太を降ろす作業中、フ

			出業	オークリフトを後進させた際フォークリフトの右側の車輪が段差を通ったため左右のバランスが崩れ転倒し、被災者が転倒したフォークリフトと地面に挟まれたもの。
10	4月	10～12	木材伐出業	杉の立木を伐倒していた被災者が、受け口及び追い口を入れたところで他の作業を行うため伐倒作業を中断し、当該杉の立木近くで作業を行っていたところ、当該杉の立木が時間を置いて倒れ、被災者に激突した。
11	4月	14～16	木材伐出業	走行集材車を運転していた被災者が、何らかの原因で、林道から走行集材車とともに約2メートル転落し、全身を強打したもの。
12	5月	8～10	木材伐出業	チェーンソーを使用した伐木作業を行う労働者2名が伐採箇所周辺を徒歩で移動していたところ、被災者が風倒木の下方を通過するときに突風が吹き、当該風倒木が倒れ、被災者の腰部に激突したもの。
13	5月	10～12	木材伐出業	栗の木を、チェーンソーを使用して伐倒したところ、偏心木だったこともあり、伐倒予定方向とは異なった方向へ倒れ、退避途中であった被災者に激突した。
14	5月	16～18	木材伐出業	アカマツの間伐現場において、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた被災者が、伐倒木の横で倒れているところを、同僚が発見し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
15	6月	8～10	木材伐出業	機械集材装置を設置するため主索直下となる立木を伐倒中、被災者の山側（背面）の立木が根株ごと被災者側に倒れ、被災者の前方にあった切り株と、倒れてきた立木に挟まれているのを別の作業者が発見した。
16	6月	14～16	木材伐出業	杉立木の伐倒作業中、被災者が受け口、追い口を切り、クサビにて伐倒しようとした立木が倒れなかったため、同僚がグラップルを運転操作し、既に伐倒した杉丸太を掴み、立木を押し倒そうとしたところ、何らかの理由で丸太がグラップルから落下し、伐倒方向の合図を出していた被災者に当たったもの。
17	7月	8～10	木材伐出業	杉の立木①をチェーンソーで伐倒しようとしたが別の杉の立木②につるがらみしており倒せず、杉の立木②を伐木等機械でつかみ伐倒したところ、②とつるがらみしていたさらに別のアカマツの立木が折れて被災者の頭部に当たり、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
18	8月	8～10	木材伐出業	谷下の伐倒木を作業道に配置されたプロセッサで引き上げ、平坦な作業道に仮置きし、プロセッサの掴み機で

				引き上げた伐倒木の元口を掴もうとクローラを走行させたところ、路肩から約28メートル下に転落した。被災者は、転落の途中に運転席から投げ出された。
19	8月	8～10	木材伐出業	昼休憩前になっても被災者が戻らないため、同僚が被災者の作業箇所を確認したところ、被災者は現場内の斜面に仰向けで倒れていた。
20	9月	8～10	木材伐出業	チェーンソーを用いて偏心した広葉樹を伐倒していたところ、追い切りの途中で幹が縦に裂け上がり、裂けた倒木が被災者に激突したもの。
21	9月	12～14	木材伐出業	機械集材装置（エンドレスタイラー式）をリモコンにて操作し集材作業を単独で行っていたところ、引戻索が被災者に激突したもの。引戻索が背面に激突した被災者は、さらに撥ね飛ばされ、自身の前方の伐倒木に激突した。
22	9月	12～14	木材伐出業	チェーンソーを使用して伐木作業を行っていたところ、伐倒した立木がかかり木となったが、これを放置し付近にある別の立木を伐倒していたとき、当該かかり木が外れて落下し被災者に激突した。
23	10月	8～10	木材伐出業	傾斜面上の伐採された伐倒木が作業の支障になったため、同僚作業者が伐倒木をチェーンソーで玉切りしていたところガイドバーが木に挟まって抜けなくなったので、被災者が同僚作業者の向かい側からチェーンソーで玉切りしたところ伐倒木が被災者側に回転しながら斜面を滑り落ち、その下敷きになったもの。
24	10月	8～10	木材伐出業	集材ウインチ機を使用し、上方の斜面に倒れていた伐木を林道に引き出す作業を行っていたところ、伐木がワイヤーからはずれ、当該機械の運転席に滑り落ちた。落ちてきた伐木が運転席の開かれた状態のドアを通過して被災者の右わき腹に激突したもの。
25	10月	14～16	その他の林業	下刈作業を作業員4名で場所割りして作業していた。そのうち一人が夕方終業時刻になっても降りてこないの、作業場付近を探したところ、草刈機は停止し、仰向けに倒れていた。病院で左肺に小竹が刺さっているのが発見されたもの。
26	10月	14～16	その他の林業	ドラグショベルを用いて作業路の崩土等を取り除く作業を行っていたところ、路肩からドラグショベルと共に転落し、途中、被災者は投げ出された。
27	10月	14～16	木材伐出業	原木の集材作業をグラップルにて行っていた際、原木が斜面から滑り落ち、グラップルの運転席に激突したもの。

28	11 月	14～16	木材伐 出業	木材の間伐及び搬出を行うために川の上に設置した丸太で組んだ作業台を撤去する際、両岸に掛け渡されていない丸太が枕木とともに崩れ落ち、当該丸太上にいた被災者が丸太とともに約4.1m下の川に墜落し、救出されたものの搬送先の病院で死亡したもの。
29	12 月	10～12	木材伐 出業	チェーンソーによる伐木作業中、かかり木となった伐倒木の付近で別の立木を伐倒していたところ、当該かかり木が被災者に倒れ掛かり、木の下敷きになって死亡している状況で発見された。

(注) 2023年3月7日時点での速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。
また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(平成32年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)

(※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

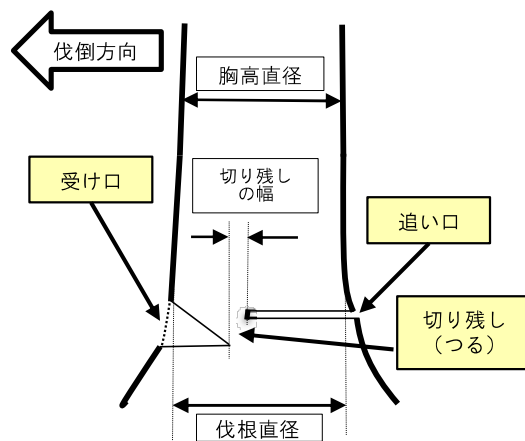
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
Ⅰ 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間			
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
Ⅱ チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	
Ⅲ 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間		2時間	
Ⅳ 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
Ⅴ 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間			
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
Ⅵ チェーンソーの操作					
	基本操作 応用操作	2時間		2時間	
Ⅶ チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。

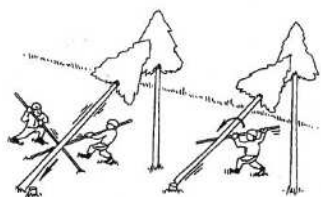


(図1)受け口、追い口等の関係図

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2)かかり木の処理



(図3)かかっている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

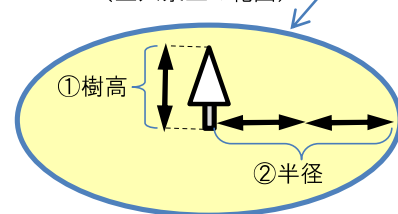


(図5)かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林等の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅（しゅら）、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(平成31)年8月1日** です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(平成32)年8月1日）

（*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019(平成31)年2月12日）

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯) に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)



伐木作業等の労働災害防止

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年にチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

（1）伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）



（図1）下肢の切創防止用保護衣

（2）チェーンソーの選定、取扱い方法等

（3）伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

（4）伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。

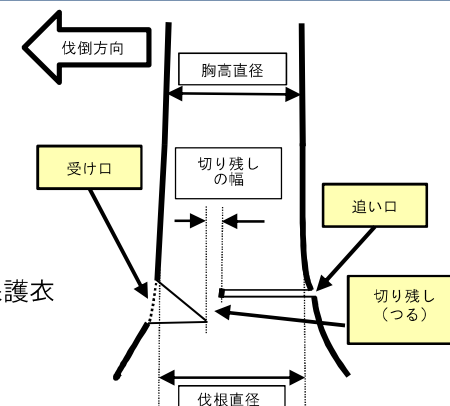
（5）伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

（6）かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

- ①かかっている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切り

なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであると言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



（図2）受け口、追い口等の関係図

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「**林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン**」（H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。）を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する**林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。**

2 概要

- (1) 事業者は、**緊急時における連絡体制等を整備**すること。
 - ① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、**通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知**すること。
 - ② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う**連絡責任者を選任**すること。
- (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その**作業を開始する前に**、次の事項を行うこと。
 - ① 連絡責任者に緊急時における**連絡の方法の確認**をさせること。
 - ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器の**バッテリーの充電状態及び故障の有無を確認**し、異常がある場合は**バッテリーの交換**等必要な措置を講じること。 等
- (3) 事業者は、**連絡責任者に、作業現場において**、次の事項を行わせること。
 - ① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による**通信が可能である位置を確認**しておくこと。
 - ② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、**直ちに搜索**を実施すること。
- (4) 事業者は、**労働者に、作業現場において**、次の事項を行わせること。
 - ① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、**相互の安全を確認**すること。
 - ② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により**異常の有無を確認**すること。 等
- (5) 事業者は、**労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に**、次の事項を行わせること。
 - ① 労働災害の発生を発見した**労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡**すること。
 - ② 原則として**連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行う**こと。 等
- (6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について**教育訓練を行う**こと。

平成26年6月1日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、 木材伐出機械等も規制の対象になりました

平成26年6月1日から、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械（以下「車両系木材伐出機械」という）、簡易架線集材装置は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の木材伐出機械等として、新たに規制の対象となりました。

これまでは、木材伐出機械等のうち、機械集材装置、運材索道について安衛法令が適用されていましたが、車両系木材伐出機械による休業4日以上之死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害など重篤な災害の割合が高くなっていることから、新たに規制の対象としました。

改正「労働安全衛生規則（安衛則）」のポイントをまとめましたので、木材伐出機械等の安全な使用のためにお役立てください。

規制対象となった木材伐出機械等

伐木等機械

伐木、造材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フェラーバンチャ ▶

伐木と原木等の集積を行う機械

ハーベスタ▼

伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

プロセッサ▶

枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

木材グ랩プル機

木材用のつかみ具（以下「木材グ랩プル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グ랩プル装置」という）により原木等を集積する機械

グ랩プルソー

玉切りと原木等の集積を行う機械



走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ

木材グ랩プル装置と荷台を備え、木材グ랩プル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



スキッダ

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グ랩プル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材車

原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのウインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む



集材用トラクター

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンに、ウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械



規制対象となった木材伐出機械等

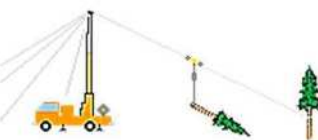
<参考> 従来から規制対象である木材伐出機械等

架線集材機械

動力を使って原木等を巻き上げることにより、原木等を運搬するための機械。動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

タワーヤーダ

支柱と2つ以上のドラムのあるウインチを備え、支柱を使って原木等をウインチのワイヤロープで巻き上げて集材を行う機械



スイングヤーダ

ドラグ・ショベル、木材グラップル機などに2つ以上のドラムのあるウインチを備え、ブーム・アームを支柱とし、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



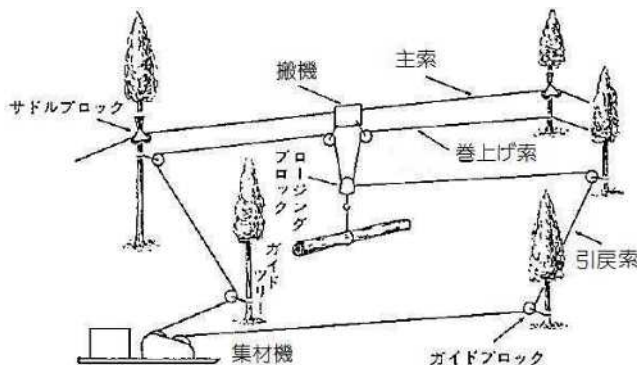
集材ウインチ機

ドラグ・ショベル、木材グラップル機などのブームの下部または機体の前面に1つのドラムのあるウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



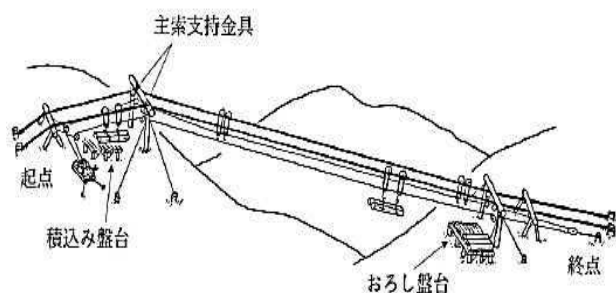
機械集材装置

集材機、架線、搬器、支柱などで構成され、動力を使って、原木等を巻き上げ、空中で運搬する設備



運材索道

架線、搬器、支柱などで構成され、原木等を一定の区間、空中で運搬する設備。



※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

簡易架線集材装置

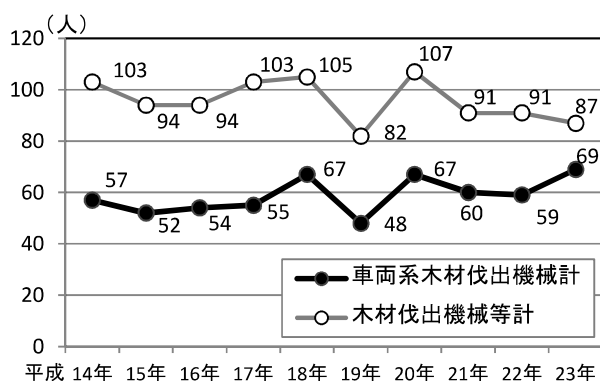
集材機、架線、搬器、支柱とこれらに附属する物で構成され、動力を使って、原木等を巻き上げ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備



[木材伐出機械等による労働災害の発生状況]

労働災害発生状況の推移

木材伐出機械等による死傷災害は、増減を繰り返しているが、車両系木材伐出機械による休業4日以上の死傷労働災害は増加傾向となっている。



平成23年労働災害発生状況

木材伐出機械等による労働災害は、休業4日以上の死傷者数で見ると林業全体の労働災害の約4%であるが、死亡者数で見ると約16%であり、重篤な災害の割合が高い。

	死傷者	死亡者
林業における全労働災害	2,219人	38人
木材伐出機械等による災害計	87人	6人
伐木等機械による災害	39人	2人
走行集材機械による災害	21人	3人
架線集材機械による災害	9人	0人
機械集材装置による災害	18人	1人
木材伐出機械等による災害の林業における全労働災害に対する割合	4%	16%

この労働安全衛生規則の改正により、 危険防止対策と教育の実施が義務付けられます

【改正の内容】

●：新設（改正を含む）

○：既存

太字は構造関係の措置

		伐木等 機械	走行集材 機械	架線集材 機械	簡易架線 集材装置	機械集材 装置等
① 機械・装置による作業での危険防止	一般的な措置 (前照灯・ヘッドガードの設置、地形などの調査、作業計画の作成、最大使用荷重などの厳守、制動装置などの点検と補修、作業指揮者 他)	●	●	●	●	●
	車両の転倒、逸走などの防止 (制限速度の設定、幅員の確保など、運転位置から離脱する時の逸走防止※ 他)	●	●	●	● (※のみ)	● (※のみ)
	機械との接触、飛来落下などの防止 (危険箇所への立入禁止、 運転席の防護柵 など、運転中の離脱の禁止 他)	●	●	●	●	●
	伐木作業・造材作業での危険の防止	●	—	—	—	—
	車両の走行による集材作業での危険の防止 (走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置 他)	—	●	—	—	—
	ウインチによる作業での危険の防止 (ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止 、点検、合図)	—	●	●	●	○
	集材装置による集材作業での危険の防止 (制動装置などの設置基準、最大使用荷重などの表示 、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置 他)	—	—	—	● 空中での運搬の禁止	○ 主索の検定等
②機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施		● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 8 H		○ 学科 6 H 実技 8 H

【施行日】

- ① 機械・装置による作業での危険防止 ▶ 平成26年 6 月 1 日
- ② 機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施 ▶ 平成26年12月 1 日

【経過措置】

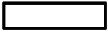
今回の改正により、車両系木材伐出機械、機械集材装置、簡易架線集材装置の集材機については、原則として、前照灯、堅固なヘッドガード、原木等の飛来などによる危険を防止するための設備（運転席の防護柵など）を備えることとする規定が新設されました。

（安衛則第151条の85、86、87、136、137、162）

なお、施行日の前日時点で次のような状況にある場合は、平成26年11月30日まで、これらの規定は適用しません。

- ・既に製造しているもの
- ・今あるものを使用する場合

改正のポイント 1 [車両系木材伐出機械]

〔 枠線が実線  のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線  のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む） 〕

I 構造関係

1 前照灯（安衛則第151条の85）

前照灯を備えたものを使ってください。

（ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所を除く）

2 ヘッドガード（安衛則第151条の86）

堅固なヘッドガードを備えたものを使ってください。

（ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く）

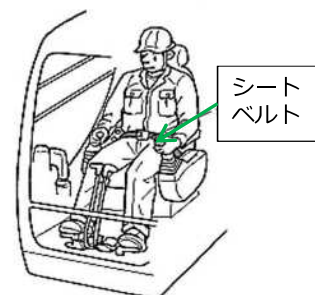
3 防護柵等（安衛則第151条の87）

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵など危険を防止するための設備を備えたものを使ってください。

4 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の93）＜努力義務＞

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で車両系木材伐出機械を使用するときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたものの以外の機械を使用しないよう努めてください。

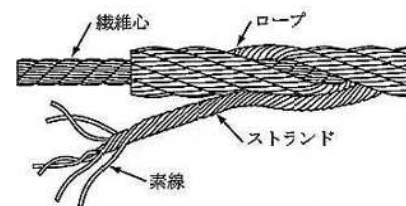
また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。



5 ワイヤロープ（安衛則第151条の114、115、120、121）

① 走行集材機械や架線集材機械のウインチやスリングに使うワイヤロープの安全係数（ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）は、4以上としてください。なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、集材する原木等の最大重量の値を使用してください（ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません）。

② 走行集材機械や架線集材機械のウインチやスリングに使うワイヤロープ、積荷の固定に使うワイヤロープに、一よりの間で素線（フィラ線を除く）数の10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しないでください。



Ⅱ 使用関係

1 作業場所の地形等、伐倒する立木等の調査及び記録（安衛則第151条の88）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転落、地山の崩壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状態など、伐倒する立木と取り扱う原木等の形状などを調査し、その結果を記録**してください。

2 作業計画（安衛則第151条の89）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する**作業計画を定め**、その作業計画により作業を行ってください。

作業計画には、①機械の種類・能力 ②運行経路 ③作業の方法・場所 を示すとともに、関係する**労働者に周知**してください。

3 作業指揮者（安衛則第151条の90）

車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く）を使って作業を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づき**作業の指揮**を行わせてください。

4 制限速度（安衛則第151条の91）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状況など**に応じた機械の**適正な制限速度を定め**、それにより**作業**を行ってください。

5 運行経路の幅員保持、路肩崩壊防止、障害物除去等（安衛則第151条の92第1項）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、転倒や転落による労働者の危険を防止するため、機械の運行経路について、必要な**幅員を保持**すること、**路肩の崩壊を防止**すること、岩石、根株などの**障害物を除去**することなど、必要な措置を講じてください。

6 誘導者及び合図（安衛則第151条の92第2項及び第3項、安衛則第151条の94）

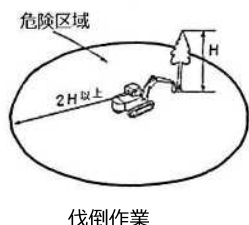
路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で**車両系木材伐出機械**を使用するときは、**誘導者を配置し、機械を誘導**させてください。
そのときは、一定の**合図を定め**、誘導者にその**合図**を行わせてください。

7 立入禁止（安衛則第151条の95、96、97）

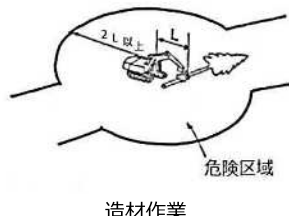
次の箇所には労働者を立ち入らせないでください。

① 車両系木材伐出機械を使って作業を行う場合

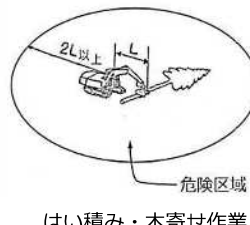
- ・ 運転中の機械や取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・ 物体の飛来などにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ



伐倒作業



造材作業

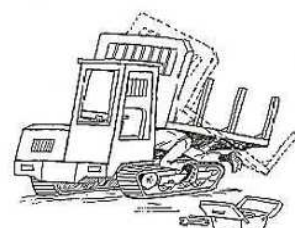


はい積み・木寄せ作業



② 車両系木材伐出機械※のブーム、アームなど、またはこれらにより支えられている原木等の下（修理、点検などの作業を行う場合に、労働者に安全支柱、安全ブロックなどを使用させるときを除く）

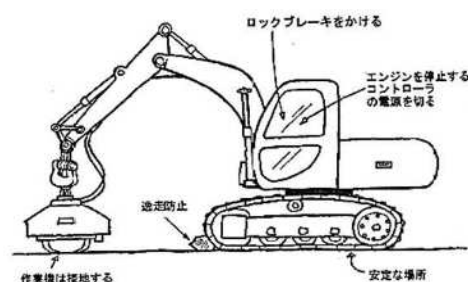
※ 構造上、ブーム・アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く。



8 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の98、99）

車両系木材伐出機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える機械の木材グラップルは、荷台上の最低降下位置）に置くこと
- ② 原動機を止めた上で、停止の状態を保持するためのブレーキをかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること



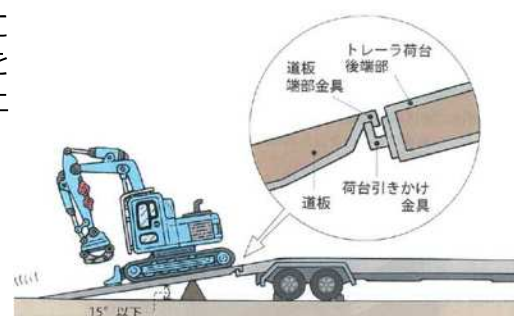
ただし、走行運転位置と作業運転位置が異なる場合で、作業装置の運転位置で運転し、または運転しようとしている場合は、逸走を防止する措置を講じさせてください。

（作業装置が運転されている間は、作業装置の運転位置から運転者を離れさせないでください）

9 移送時の措置（安衛則第151条の100）

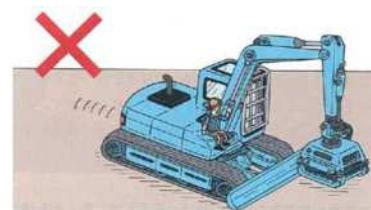
車両系木材伐出機械を移送するため自走、またはけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合に、道板、盛土などを使用するときは、機械の転倒、転落などによる危険を防止するため、次のようにしなければなりません。

- ① 積卸しは、平坦で堅固な場所で行うこと
- ② 道板を使用するときは、十分な長さ、幅、強度がある道板を使い、適当な勾配で確実に取り付けること
- ③ 盛土、仮設台などを使用するときは、十分な幅と強度、適当な勾配を確保すること



10 搭乗の制限（安衛則第151条の101、105）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、乗車席・荷台以外の箇所に労働者を乗せないでください（ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときを除く）。また、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、機械の作業装置の運転のための運転位置に労働者を乗せないでください。



11 使用の制限（安衛則第151条の102）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転倒や逸走、ブーム・アームなどの作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重などを守ってください。

12 主たる用途以外の使用の制限（安衛則第151条の103）

木材グラップルにワイヤロープをかけて原木等のつり上げ作業を行うなど車両系木材伐出機械の主たる用途以外の使い方をしないでください。

（ただし、ウインチとガイドブロックを使って運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことにより、かかり木を処理する場合など、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合を除く）

13 修理、アタッチメント交換時の措置（作業指揮者）（安衛則第151条の104）

車両系木材伐出機械の修理やアタッチメントの装着・取り外しの作業を行うときは、その作業を指揮する者を定め、その者に、次の事項を行わせてください。

- ① 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること
- ② ブームなどの降下による危険を防止するための安全支柱、安全ブロックなど（第151条の97）の使用状況を監視すること

14 悪天候時の作業禁止（安衛則第151条の106）

強風、大雨、大雪などの悪天候のため、車両系木材伐出機械を使う作業の実施について、危険が予想されるときは、労働者に作業をさせないでください。

15 保護帽の着用（安衛則第151条の107）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、物体の飛来や落下による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着用させてください。



16 検査、点検、補修（安衛則第151条の108、109、110、111、116、122） <①②は努力義務>

車両系木材伐出機械については、

- ① **1年以内ごとに1回、定期に**、原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、作業装置、油圧装置、車体、ヘッドガード、飛来物防護設備、アウトリガー、電気系統、灯火装置、計器について、異常の有無を**検査**するよう努めてください。
- ② **1か月以内ごとに1回、定期に**、制動装置、クラッチ、操縦装置、作業装置、油圧装置、ヘッドガード、飛来物防護設備について、異常の有無を**検査**するよう努めてください。
- ③ **その日の作業を開始する前に**、制動装置、操縦装置、作業装置、油圧装置、前照灯の機能、ワイヤロープ、履帯または車輪の異常の有無を**点検**してください。
また、**走行集材機械、架線集材機械**については、作業に使うスリング、積荷の固定に使うワイヤロープの状態も**点検**してください。
- ④ **検査、点検の結果、異常**があった場合は、直ちに**補修**その他必要な措置を講じてください。

Ⅲ 伐木等機械関係

1 伐木作業における危険の防止（安衛則第151条の112）

伐木等機械を使って伐木作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、**かん木、枝条、つる、浮石**などで、伐倒作業中に危険を生じるおそれのあるものを**取り除かせてください**。

2 造材作業における危険の防止（安衛則第151条の113）

伐木等機械を使って造材作業を行うときは、造材を行う原木等が転落したり、滑ることによる危険を防止するため、作業を行おうとする運転者に、**平坦な地面で作業を行う**などの措置を講じさせてください。

Ⅳ 走行集材機械関係

1 ウインチの運転の合図（安衛則第151条の117）

走行集材機械のウインチの運転について、一定の**合図と合図を行う者を定め**、運転に当たっては、その**合図を使用**させてください。

2 原木等の積載（安衛則第151条の118）

走行集材機械に原木等を積載するときは、次のようにしてください。

- ① **偏荷重が生じないように積載**する。
- ② 荷崩れや原木等の落下による労働者の危険を防止するため、**積荷をワイヤロープで固定**するなど必要な措置を講じる。

3 荷台への乗車制限（安衛則第151条の119）

荷台のある走行集材機械を走行させるときは、**荷台に労働者を乗車させない**でください。

Ⅴ 架線集材機械関係

ウインチの運転の合図（安衛則第151条の123）

架線集材機械のウインチの運転について、一定の**合図と合図を行う者を定め**、運転に当たっては、その**合図を使用**させてください。

改正のポイント 2 [機械集材装置・運材索道]

機械集材装置、運材索道は従来から規制対象でしたが、新たに規制が追加されました。

枠線が実線 	のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線 	のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む）

I 構造関係

1 制動装置等（安衛則第151条の129）

機械集材装置、運材索道については、次に定めるところによらなければなりません。

- ① 搬器、またはつり荷を制動させる必要がない場合を除き、つり荷を適時停止させることができる**有効な制動装置を備えること**
- ② **主索、控索、固定物に取り付ける作業索**は、支柱、立木、根株などの**固定物で堅固なものに2回以上巻き付けた上で、クリップ、クランプなどの緊結具を使って確実に取り付けること**
- ③ **支柱の頂部を安定させるための控え**は、**2本以上とし、控えと支柱との角度は30度以上とすること**
- ④ **サドルブロック、ガイドブロック**などは、取付け部が受ける荷重により破壊、または脱落するおそれのないシャックル、台付け索などの**取付け具を使って確実に取り付けること**
- ⑤ 搬器、主索支持器その他の**附属器具**は、**十分な強度があるものを使用すること**
- ⑥ **えい索や作業索の端部**を搬器やロージングブロックに取り付けるときは、**クリップ止め、アイスプライスなどの方法により確実に取り付けること**

2 ワイヤロープ（安衛則第151条の130、131）

- ① **機械集材装置、運材索道の索**については、その用途に応じて、**安全係数（ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）が次の値以上であるワイヤロープを使用してください。**
・主索 2.7 ・えい索 4.0 ・作業索（巻上げ索を除く） 4.0 ・巻上げ索 6.0
・控索 4.0 ・台付け索 4.0 ・荷吊り索 6.0
（ただし、最大使用荷重が200キログラム未満で、支間斜距離の合計が350メートル未満の運材索道は除く）
- ② **機械集材装置、運材索道のワイヤロープ**に、一よりの間で素線（フィラ線を除く）数の**10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しない**てください。

3 作業索（安衛則第151条の132）

機械集材装置の作業索（エンドレスのものを除く）には、次に定める措置を講じてください。

- ① **作業索**は、最大で使用した場合に、**集材機の巻胴に2巻以上を残すことができる長さ**とすること
- ② **作業索の端部**は、**集材機の巻胴にクランプ、クリップなどの緊結具を使って確実に取り付けること**

4 巻過防止装置等（安衛則第151条の133）

機械集材装置は、**巻過防止装置を備える**など巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じてください。

5 集材機又は運材機（安衛則第151条の134）

機械集材装置の集材機、運材索道の運材機には、次に定める措置を講じてください。

- ① 架線集材機械を機械集材装置の集材機として使わない場合
 - ・浮き上がり、ずれ、振れが生じないように据え付けること
 - ・歯止装置、または止め金つきブレーキを備え付けること
- ② 架線集材機械を機械集材装置の集材機として使う場合
 - ・機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること
 - ・アウトリガーを必要な広さと強度がある鉄板などの上で張り出し、またはブレードを地上に下ろすなどの架線集材機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するための措置を講じること

6 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の135）＜努力義務＞

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で架線集材機械を機械集材装置の集材機として使うときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。

7 ヘッドガード（安衛則第151条の136）

堅固なヘッドガードを備えた集材機を使ってください。
（ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く）

8 防護柵等（安衛則第151条の137）

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵など危険を防止するための設備を備えた集材機を使ってください。

9 最大使用荷重等の表示と遵守（安衛則第151条の138、139）

機械集材装置は、最大使用荷重を見やすい箇所に表示してください。また、最大使用荷重を超える荷重をかけて使用しないでください。

運材索道は、最大使用荷重、搬器と搬器との間隔、搬器ごとの最大積載荷重を見やすい箇所に表示してください。また、最大使用荷重、搬器ごとの最大積載荷重を超える荷重をかけて使用しないでください。

II 使用関係

1 作業場所の地形等、支柱とする立木等の調査及び記録（安衛則第151条の124）

林業架線作業（機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業、またはこの設備による集材・運材の作業）を行うときは、集材機・運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業場所の広さ、地形、地盤の状態など、支柱とする立木の状態、運搬する原木等の形状などを調査し、その結果を記録してください。

2 作業計画（安衛則第151条の125）

林業架線作業を行うときは、調査で知り得た状況に適應する作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。

作業計画には、①支柱と主要機器の配置の場所 ②使用するワイヤロープの種類とその直径 ③中央垂下比 ④最大使用荷重、搬器と搬器の間隔、搬器ごとの最大積載荷重 ⑤集材機の種類と最大けん引力 ⑥作業の方法を示すとともに、③と⑤を除き関係する労働者に周知してください。

3 作業主任者の選任（安衛則第151条の126、127）

機械集材装置、運材索道（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるもの、支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの、最大使用荷重が200キログラム以上のもの のいずれかに該当するもの）について**林業架線作業**を行うときは、**林業架線作業主任者免許**を受けた者のうちから、**林業架線作業主任者を選任**してください。

林業架線作業主任者には、①作業の方法と労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ②材料の欠点の有無と器具・工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと ③作業中、安全帯などや保護帽の使用状況を監視することを行わせてください。

4 作業指揮者（安衛則第151条の128）

作業主任者の選任を要しない**林業架線作業**を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づいて**作業の指揮**を行わせてください。

5 立入禁止（安衛則第151条の140、142）

林業架線作業を行うときは、**次の箇所には労働者を立ち入らせない**でください。

- ・ **運転中の機械**や**取り扱う原木等**に**接触**することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・ **主索の下**で、**原木等が落下**したり、**降下**することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **原木等を荷掛け**したり、**集材している場所の下方**で、原木等が転落したり、滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **作業索の内角側**で、索、ガイドブロックなどが反発したり、飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

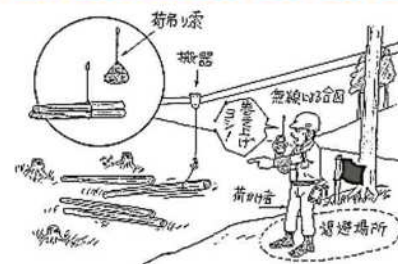
6 ブーム等の落下による危険の防止（安衛則第151条の143）

架線集材機械（構造上、ブーム、アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く）を機械集材装置の集材機として使う場合、機械の**ブーム**、**アーム**などを上げ、その下で**修理**、**点検**などの**作業**を行う場合に、労働者に**安全支柱**、**安全ブロック**などを使用させてください。

7 運転者と荷掛け又は荷外しをする者の合図（安衛則第151条の141）

林業架線集材作業を行うときは、機械集材装置や運材索道の**運転者**と**荷掛け**や**荷外しをする者**との間の**連絡**を確実にするため、次のいずれかの措置を講じさせてください。

- ・ **電話**、**電鈴**などの装置を設け、それぞれの装置を使用する者を指名して、その者に使用させてください。
- ・ 一定の**合図**を定め、その**合図**を行う者を指名して、その者に行わせてください。



8 搭乗の制限（安衛則第151条の144）

機械集材装置、運材索道の搬器、つり荷などで、つり下げられているものに、**労働者を乗せない**でください。（搬器、索などの機材の点検、補修など臨時的作業を行う場合で、墜落による危険を生じるおそれのない措置を講じるときを除く）

また、**架線集材機械**を機械集材装置の集材機として使い、**集材の作業**を行うときは、**乗車席以外**の箇所に**労働者を乗せない**でください。

9 悪天候時の作業禁止（安衛則第151条の145）

強風、大雨、大雪など**悪天候**のため、**林業架線作業**の実施について危険が予想されるときは、**労働者に作業をさせない**でください。

10 点検及び補修（安衛則第151条の146）

林業架線作業については、

- ① **組立て・変更を行った場合**や**試運転を行った場合**は、支柱とアンカの状態、集材機・運材機・制動機の異常の有無と据付けの状態、主索・えい索・作業索・控索・台付け索・荷吊り索の異常の有無と取付けの状態、搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態、電話、電鈴など装置の異常の有無を**点検**してください。
- ② 強風、大雨、大雪などの**悪天候の後**や中震以上の**地震の後**も**点検**してください。
（搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態を除く）
- ③ **その日の作業を開始する前に**、集材機・運材機・制動機の機能、荷吊り索の異常の有無、運材索道の搬器の異常の有無、搬器とえい索との緊結部の状態、電話、電鈴などの装置の異常の有無を**点検**してください。
- ④ **点検を行って、異常があった場合は、直ちに補修したり、取り替えてください。**

11 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の147）

架線集材機械を機械集材装置の集材機として使う場合、**架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは**、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① **作業装置を地上に下ろすこと**
- ② **原動機を止めること**

12 運転位置からの離脱の禁止（安衛則第151条の148）

機械集材装置や運材索道の運転中は、**運転者を運転位置から離れさせないでください。**

13 主索の安全係数の検定及び試運転（安衛則第151条の149）

機械集材装置や運材索道を組み立てたとき、**主索の張力に変化を生じる変更をしたときは**、**主索の安全係数を検定し、その最大使用荷重の荷重で試運転を行ってください。**
（最大使用荷重が200キログラム未満で、支間斜距離の合計が350メートル未満の運材索道は除く）

14 保護帽の着用（安衛則第151条の150）

林業架線作業を行うときは、**物体の飛来や落下**による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に**保護帽を着用**させてください。

改正のポイント 3 【簡易架線集材装置】

枠線が実線  のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線  のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む）

I 構造関係

1 制動装置等（安衛則第151条の155）

簡易架線集材装置については、次に定めるところによらなければなりません。

- ① 搬器、またはつり荷を適時停止させることができる**有効な制動装置を備えること**
- ② **控索、固定物に取り付ける作業索は**、支柱、立木、根株などの**固定物で堅固なものに2回以上巻き付けた上で**、クリップ、クランプなどの**緊結具を使って確実に取り付けること**
- ③ 控えて頂部を安定させる必要がない場合を除き、**支柱の頂部を安定させるための控えは、2本以上とし、控えと支柱との角度は30度以上とすること**
- ④ **ガイドブロックなどは**、取付け部が受ける荷重により破壊、または脱落するおそれのないシャックル、台付け索などの**取付け具を使って確実に取り付けること**
- ⑤ 搬器その他の**附属器具は、十分な強度があるものを使用すること**
- ⑥ **作業索の端部を搬器やロージングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライスなどの方法により確実に取り付けること**

2 ワイヤロープ（安衛則第151条の156、157）

- ① 簡易架線集材装置の索に使うワイヤロープの安全係数（ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）は、**4以上**としてください。
- なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、索の種類に応じて次の値を使用してください（ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません）。
- ・荷吊り索（スリング）の場合は、集材する原木等の最大重量の値
 - ・引寄索（ホールライン）の場合は、集材する原木等の最大重量、搬器の重量、支間斜距離の引寄索の重量、バックテンション（引戻索（ホールバックライン）による集材する方向とは反対方向への張力）を合計した値（バックテンションの把握が困難な場合は、バックテンションの値には、集材する原木等の最大重量の0.5倍の値を使用すること）
 - ・引戻索の場合は、集材する原木等の最大重量、搬器の重量、支間斜距離の引戻索の重量を合計した値（ただし、下げ荷集材で、集材する原木等を一時的に集材する方向とは反対方向へ短距離移動させる場合には、集材する原木等の最大重量の2倍の値、搬器の重量、支間斜距離の引戻索の重量を合計した値を使用すること）
- ② 簡易架線集材装置のワイヤロープに、一よりの間に素線（フィラ線を除く）数の**10%以上の素線が切断したもの**、摩耗による**直径の減少が公称径の7%を超えるもの**、**キンクしたもの**、著しい**形崩れや腐食のあるものは使用しない**でください。

3 作業索（安衛則第151条の158）

簡易架線集材装置の作業索（エンドレスのものを除く）には、次に定める措置を講じてください。

- ① 作業索は、最大で使用した場合に、**集材機の巻胴に2巻以上を残すことができる長さ**とすること
- ② 作業索の端部は、**集材機の巻胴にクランプ、クリップなどの緊結具を使って確実に取り付ける**こと

4 巻過防止装置等（安衛則第151条の159）

簡易架線集材装置は、**巻過防止装置を備える**など巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じてください。

5 集材機（安衛則第151条の160）

簡易架線集材装置の集材機には、次に定める措置を講じてください。

- ① 架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使わない場合
- ・浮き上がり、ずれ、振れが生じないように据え付けること
 - ・歯止装置、または止め金つきブレーキを備え付けること
- ② 架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使う場合
- ・機械の停止の状態を保持するための**ブレーキを確実にかける**など機械の逸走を防止する措置を講じること。
 - ・**アウトリガーを必要な広さと強度のある鉄板などの上で張り出し、またはブレードを地上に下ろす**などの架線集材機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するための措置を講じること

6 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の161）＜努力義務＞

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使うときには、**転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。**

また、運転者には**シートベルトを使用させるよう努めてください。**

7 防護柵等（安衛則第151条の162）

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**運転者席の防護柵など**危険を防止するための設備を**備えた集材機**を使ってください。

8 最大使用荷重の表示と遵守（安衛則第151条の163）

簡易架線集材装置は、**最大使用荷重**を見やすい箇所に**表示**してください。また、**最大使用荷重**を超える荷重をかけて使用しないでください。

II 使用関係

1 作業場所の地形等、支柱とする立木等の調査及び記録（安衛則第151条の152）

簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更、修理の作業、またはこの設備による集材の作業）を行うときは、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の広さ、地形、地盤の状態など、支柱とする立木**の状態、**運搬する原木等の形状**などを調査し、その**結果を記録**してください。

2 作業計画（安衛則第151条の153）

簡易林業架線作業を行うときは、調査で知り得た状況に適應する**作業計画を定め**、その**作業計画により作業**を行ってください。

作業計画には、①支柱と主要機器の配置の場所 ②使用するワイヤロープの種類とその直径 ③最大使用荷重 ④集材機の種類と最大けん引力 ⑤作業の方法を示すとともに、④を除き**関係する労働者に周知**してください。

3 作業指揮者（安衛則第151条の154）

簡易林業架線作業を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づき**作業の指揮**を行わせてください。

4 立入禁止（安衛則第151条の164、166）

簡易林業架線作業を行うときは、**次の箇所には労働者を立ち入らせない**でください。

- ・ **運転中の機械**や**取り扱う原木等**に**接触**することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・ **原木等を荷掛け**したり、**集材している場所の下方**で、原木等が転落したり、滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **作業索の内角側**で、索やガイドブロックなどが反発したり、飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

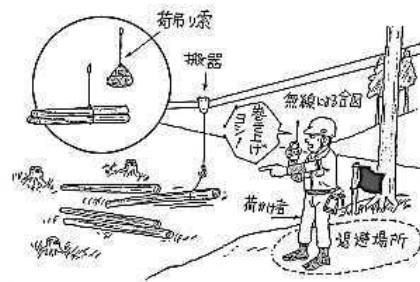
5 ブーム等の落下による危険の防止（安衛則第151条の167）

架線集材機械（構造上、ブーム、アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く）を簡易架線集材装置の集材機として使う場合、機械の**ブーム、アーム**などを上げ、その**下で修理、点検**などの**作業**を行う場合に、労働者に**安全支柱、安全ブロック**などを**使用**させてください。

6 運転者と荷掛けまたは荷外しをする者の合図（安衛則第151条の165）

簡易架線集材作業を行うときは、架線集材装置の**運転者**と**荷掛け**や**荷外し**をする者との間の連絡を確実にするため、次のいずれかの措置を講じさせてください。

- ・電話、電鈴などの装置を設け、それぞれの装置を使用する者を指名して、その者に使用させてください。
- ・一定の合図を定め、その合図を行う者を指名して、その者に行わせてください。



7 搭乗の制限（安衛則第151条の168）

簡易架線集材装置の搬器、つり荷などで、つり下げられているものに、**労働者を乗せない**でください。また、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使い、集材の作業を行うときは、**乗車席以外の箇所に労働者を乗せない**でください。

8 運搬の制限（安衛則第151条の169）

簡易架線集材装置を使って**集材の作業**を行うときは、機械の転倒などによる労働者の危険を防止するため、装置の運転者に**原木等を空中で運搬させない**でください。

9 悪天候時の作業禁止（安衛則第151条の170）

強風、大雨、大雪など**悪天候**のため、簡易林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、**労働者に作業をさせない**でください。

10 点検及び補修（安衛則第151条の171）

簡易林業架線作業については、

- ① **その日の作業を開始する前に**、支柱とアンカの状態、集材機・制動機の異常の有無と据付け状態、作業索・控索・台付け索・荷吊り索の異常の有無と取付けの状態、搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態、電話、電鈴などの装置の異常の有無を**点検**してください。
- ② **強風、大雨、大雪など悪天候の後や中震以上の地震の後**も点検してください。（搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態を除く）
- ③ **点検を行って、異常があった場合は、直ちに補修したり、取り替えてください。**

11 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の172）

架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使う場合、**架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは**、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① **作業装置を地上に下ろすこと**
- ② **原動機を止めること**

12 運転位置からの離脱の禁止（安衛則第151条の173）

簡易架線集材装置の運転中は、装置の**運転者を運転位置から離れさせない**でください。

13 保護帽の着用（安衛則第151条の174）

簡易林業架線作業を行うときは、**物体の飛来や落下**による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に**保護帽を着用**させてください。

改正のポイント 4 [特別教育関係]

1 機械及び装置の運転の業務に就かせるときの特別教育（安衛則第36条第6の2号、6の3号、7の2号）

平成26年12月1日以降に、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械、簡易架線集材装置の運転業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲、時間に基づく特別教育を実施してください。

<講習科目・時間>

	A 伐木等機械の運転の業務			B 走行集材機械の運転の業務			C 簡易架線集材装置等の運転の業務		
		科目	時間		科目	時間		科目	時間
学科教育	I	伐木等機械に関する知識	1	I	走行集材機械に関する知識	1	I	簡易架線集材装置の集材機、架線集材機械に関する知識	1
	II	伐木等機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1	II	走行集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1	II	架線集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1
	III	伐木等機械の作業に関する知識	2	III	走行集材機械の作業に関する知識	2	III	簡易架線集材装置、架線集材機械の作業に関する知識	2
	IV	伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1	IV	走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1	IV	簡易架線集材装置、架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1
	V	関係法令	1	V	関係法令	1	V	関係法令	1
実技教育	I	伐木等機械の走行の操作	2	I	走行集材機械の走行の操作	3	I	架線集材機械の走行の操作	1
	II	伐木等機械の作業のための装置の操作	4	II	走行集材機械の作業のための装置の操作	3	II	簡易架線集材装置の集材機の運転、架線集材機械の作業のための装置の操作	3
							III	ワイヤロープの取扱い	4

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねください。
法令を確認したい場合は、厚生労働省「法令等データベースサービス」をご覧ください。

厚生労働省 法令

検索

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務）従事者安全衛生教育について

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。）でその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を示しており、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号。以下「247 号通達」という。）により推進しているところであるが、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成 30 年 3 月 6 日公表）の内容及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年労働省令第 11 号。）による労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の改正を踏まえ、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務をいう。）従事者に対する当該教育については、247 号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、当該教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8 号の 2 の業務）従事者安全衛生教育について」（平成 4 年 4 月 23 日付け基発第 260 号）は廃止する。

記

1 教育カリキュラム

- (1) 教育カリキュラムについては、指針で示しているところであるが、その細目は別添「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」（以下「教育カリキュラム」という。）によること。
- (2) 教材としては、教育カリキュラムに基づき所定の時間において各科目に応じた範囲の細目を教育できるものが適当であること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士及び衛生管理士も講師として適切であること。

- (4) 1 回の教育対象人員はおおむね 100 人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

(別添)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
伐木等作業の特徴と作業の安全	伐木等作業の安全	作業着手前の準備 伐倒方向の決定方法 伐木作業の方法 造材作業の方法	2 時間
	大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理	大径木の伐倒の方法 偏心木の伐倒の方法 腐れのある木及び空洞木の伐倒の方法 転倒木及びかかり木の処理の方法	
	下肢の切創防止用保護衣等の着用	下肢を防護する保護衣等の使用方法	
チェーンソーの特徴と保守管理	チェーンソーの特徴と保守管理	チェーンソーの特徴とその選択 保守管理	2 時間
	チェーンソー取扱作業の安全	作業姿勢の基本 キックバックの防止等作業上の注意事項	
	チェーンソー取扱作業時間の管理	チェーンソーの操作時間及び操作の方法 防振手袋の着用等作業上の注意事項 体操の実施 通勤の方法	
	チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	チェーンソーの故障の原因及び点検整備 ソーチェーンの点検整備 ソーチェーンの目立て	
健康管理	健康診断及び事後措置	振動障害のあらまし 特殊健康診断 診断結果に基づく事後措置	0.5 時間
災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	災害発生状況 災害の原因と対策 災害事例研究	2 時間
	チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中のチェーンソーを用いて行う伐木等の業務に係る条項並びにチェーンソーの規格	
計			6.5 時間

基 発 0710 第 1 号

平成21年7月10日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

チェンソー取扱い作業指針について

チェンソーの適切な取扱い等による健康障害の予防については、昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添2「チェンソー取扱い作業指針」等により推進してきたが、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）の考え方等に基づく対策を推進するため、下記のとおり、「チェンソー取扱い作業指針」を改正することとしたところである。

貴局においても、本指針に基づく取組について、関係事業者に対する指導等に遺憾なきを期されたい。

記

昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添2を別紙のとおり改める。

チェーンソー取扱い作業指針

第1 事業者の措置

事業者は、本指針を遵守するとともに、本指針が労働者に守られるよう、必要な措置を講ずること。

1 チェーンソーの選定基準

次によりチェーンソーを選定すること。

- (1) 防振機構内蔵型で、かつ、振動及び騒音ができる限り少ないものを選ぶこと。
- (2) できる限り軽量なものを選び、大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ない場合に限って用いること。
- (3) ガイドバーの長さが、伐倒のために必要な限度を超えないものを選ぶこと。

2 チェーンソーの点検・整備

- (1) チェーンソーを製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようにすること。
- (2) ソーチェーンについては、目立てを定期的に行い、予備のソーチェーンを業務場所に持参して適宜交換する等常に最良の状態で使用すること。

また、チェーンソーを使用する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任し、チェーンソーの点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。

3 チェーンソー作業の作業時間の管理及び進め方

- (1) 伐倒、集材、運材等を計画的に組み合わせることにより、チェーンソーを取り扱わない日を設けるなどの方法により1週間のチェーンソーによる振動ばく露時間を平準化すること。
- (2) 使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握し、当該値及び1日当たりの振動ばく露時間から、次式、別紙の表等により1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）を求め、次の措置を講ずること。

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

(a[m/s²])は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、

T[時間]は1日の振動ばく露時間

ア 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等を行うこと。

イ 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えない場合であっても日振動ばく露対策値(2.5m/s²)を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等の対策に努めること。

ウ 日振動ばく露限界値(5.0m/s²)に対応した1日の振動ばく露時間(以下「振動ばく露限界時間」 T_L という。)を次式、別紙の表等により算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

$$\text{振動ばく露限界時間} \quad T_L = \frac{200}{a^2} [\text{時間}]$$

(a[m/s²])は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値)

ただし、チェーンソーの点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

なお、この場合であっても1日のばく露時間を4時間以下とすることが望ましいこと。

エ 使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できないものは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。

(3) チェーンソーによる一連続の振動ばく露時間は、10分以内とすること。

(4) 事業者は、作業開始前に、(2)ウ及びエに基づき使用するチェーンソーの1日当たりの振動ばく露限界時間から、1日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づき、具体的なチェーンソーを用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示すこと。

なお、事業者は、同一労働者が1日に複数のチェーンソー等の振動工具を使用する場合には、個々の工具ごとの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」等から、次式により当該労働者の日振動ばく露量A(8)を求めること。

$$a_{hv(rms)} = \sqrt{\frac{1}{T_v} \sum_{i=1}^n (a_{hv(rms)i}^2 \cdot T_i)} \quad [m/s^2]$$

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a_{hv(rms)} \sqrt{\frac{T_v}{8}} \quad [m/s^2]$$

$(a_{hv(rms)})_i$ は i 番目の作業の 3 軸合成値、 T_i は i 番目の作業のばく露時間、
 n は作業の合計数、 T_v は n 個の作業の合計ばく露時間

- (5) 大型の重いチェーンソーを用いる場合は、1 日の振動ばく露時間及び一連続の振動ばく露時間を更に短縮すること。

4 チェーンソーの使用上の注意

- (1) 下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。
- (2) チェーンソーを無理に木に押しつけないよう努めること。また、チェーンソーを持つときは、ひじや膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えさせるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。
- (3) 移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。

5 作業上の注意

- (1) 雨の中の作業等、作業者の身体を冷やすことは、努めて避けること。
- (2) 防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を用いること。
- (3) 作業中は軽く、かつ、暖かい服を着用すること。
- (4) 寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所でとるよう心掛けること。
- (5) エンジンを掛けている時は、耳栓等を用いること。

6 体操等の実施

筋肉の局所的な疲れをとり、身体を健康を保持するため、作業開始前、作業間及び作業終了後に、首、肩の回転、ひじ、手、指の屈伸、腰の曲げ伸ばし、腰の回転を主体とした体操及びマッサージを毎日行うこと。

7 通勤の方法

通勤は、身体が冷えないような方法を取り、オートバイ等による通勤は、できる限り避けること。

8 その他

- (1) 適切な作業計画を樹立し、これに見合う人員を配置すること。
- (2) 目立ての機材を備え付けるようにすること。
- (3) ソーチェーンの目立て、チェーンソーの点検・整備、日振動ばく露量 $A(8)$

に基づくチェーンソーの適正な取扱いについての教育を行うこと。

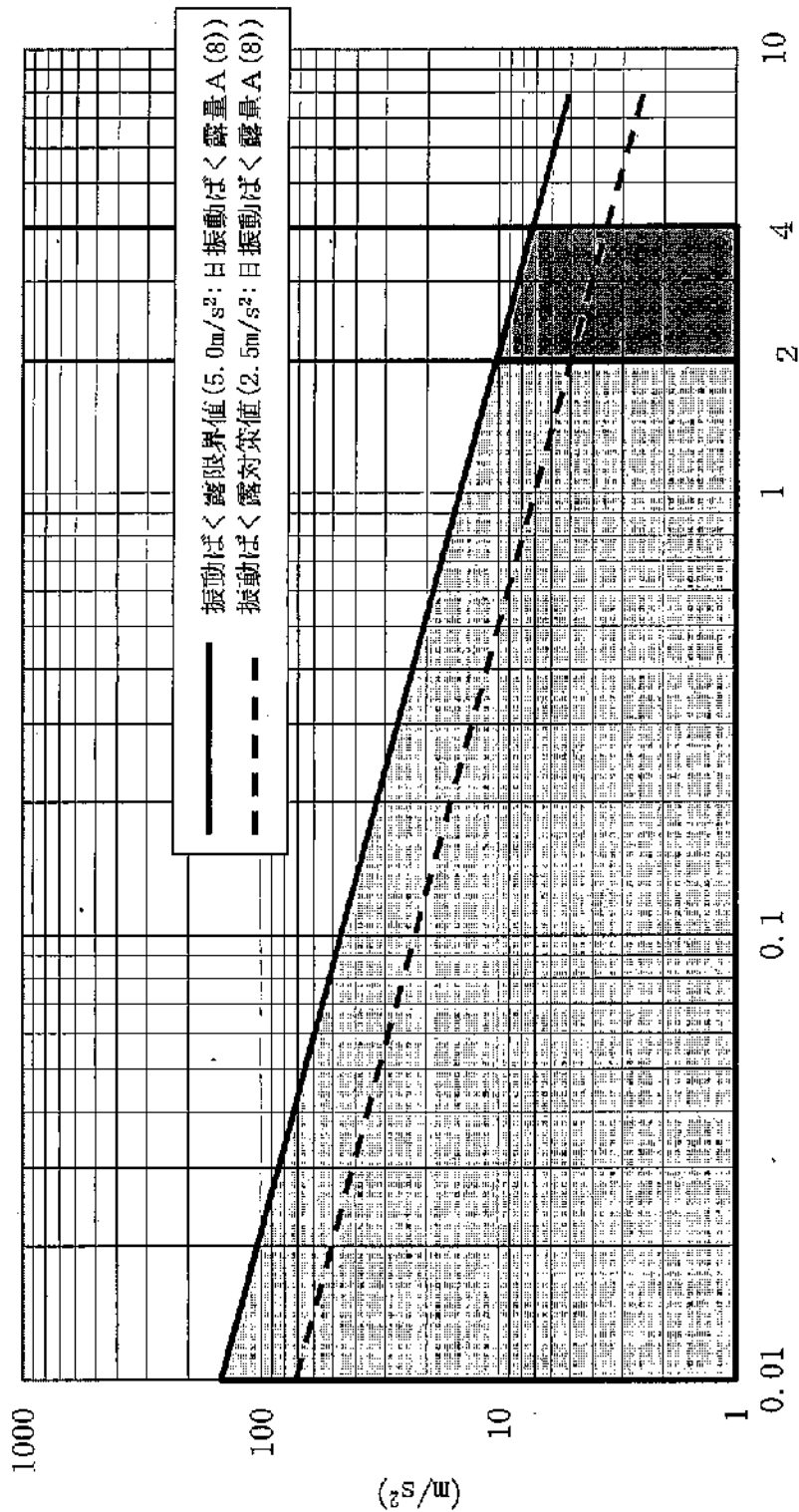
- (4) 暖房を設けた休憩小屋等を設置すること。
- (5) 防振手袋、耳栓等の保護具を支給すること。

第2 労働者の措置

労働者は、第1の1から8までに掲げる事項を遵守するとともに、振動障害の予防のため事業者が講ずる措置に協力するように努めること。

(別紙)

H 振動ばく露量 A (8) の対数表



振動ばく露限界値 (5.0m/s²: 日振動ばく露量 A (8)) 以下で第1の3 (2) ウ本文の場合
振動ばく露対策値 (2.5m/s²: 日振動ばく露量 A (8)) 以下で第1の3 (2) ウただし書の場合